

学生の皆さんへ

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等が活用できる制度として、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」が創設され、令和2年7月10日より申請の受付が開始されました。これは、中小企業で雇用されている労働者が、休業手当を受けられなかった場合に、労働者から申請することで、受けられる支援となっています。学生アルバイトも対象です。

詳しくは、次ページの案内または厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を確認してください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

なお、この件に関する申請・問い合わせ先は短大ではありませんので、ご注意ください。

労働者・事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のご案内

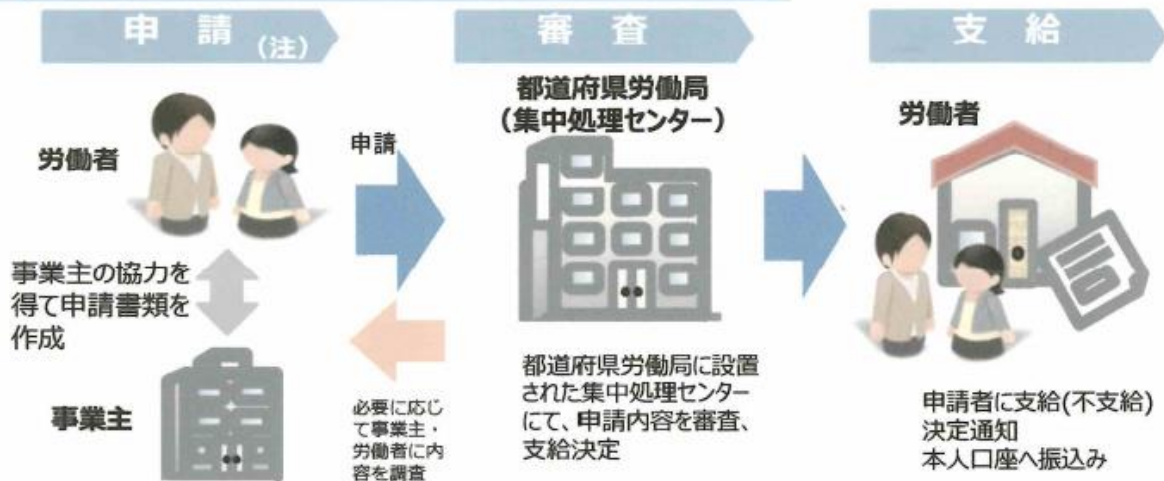
制度概要

主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。

- ① **令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者**
- ② **その休業に対する賃金（休業手当）を受けられない方**

※ 詳細は厚生労働省HPに掲載した給付金Q&A等をご確認ください。

申請の流れ



(注)

- 複数事業所の休業について申請する場合、複数事業所分の情報をまとめて申請する必要があります。1つの事業所分の申請をした期間については、その申請以外全て無効になります。
- 申請書類の作成に当たり事業主の協力を得られない場合は、法律に基づき都道府県労働局から事業主に対して報告を求め、その回答があるまでは審査を行うことができません。その分申請から支給まで時間を要することとなります。
- 不正行為により支援金・給付金の支給を受けた場合には、労働者に対して、最大で支給額の3倍の額を請求することがあります。また、その関係者が故意に不正行為を行った場合には、労働者と連帯して上記の額の納付を求めるとか、その名称等を公表することがあります。

お問い合わせは

■ 給付金制度の詳細、給付金Q&A、申請書のダウンロードなど

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HPをご確認ください

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

■ お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15



厚生労働省・都道府県労働局